

高校校舎建設寄付金受領証

2020年07月27日

バレーボール部 OB会 様

¥ 600,000 -

但し、高校校舎建設寄付金として  
上記金額正に受領いたしました。

〒116-0013

東京都荒川区西日暮里4丁目2番4号

電話 03(3822)0741 (代)

学校法人 開成学園

理事長 丹 呉 泰 健



注：同封しました東京都知事発行の「証明書」と、この「受領証」を確定申告書に添付して所轄の税務署にご提出くだされば、寄付金控除（税額控除あるいは所得控除）が受けられますのでご利用ください。

## 寄付者各位

学校法人 開成学園  
理事長 丹 呉 泰 健

謹啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

この度は「高校校舎建設寄付金」にご協力いただき、誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。頂戴いたしました寄付金は「開成の未来を創る」ため高校新校舎建設に使用させていただきます。

なお、この度いただきましたご寄付については、確定申告にて、寄付金控除による税金の控除が受けられます。詳細は以下をご参照くださいますようお願い申し上げます。

略儀ながら、皆様のご繁栄を祈念いたしますとともに、書中をもって厚く御礼申し上げます。

謹白

### ☆制度の概要

確定申告において所得税の寄付金控除の制度を利用することで、所得税を減らすことができます。寄付金控除の方法として、「税額控除」と「所得控除」の2種類があり、確定申告においていずれか一方を選択することになります。一般的には「税額控除」を選択した方が「所得控除」よりも減額の効果は大きくなりますが、個人の所得、寄付金額等によって異なりますので、詳しくは開成学園のホームページの150周年記念事業のサイトから「寄付金に関する税の優遇措置」をご参照ください。

#### 『税額控除』

・寄付金額から2,000円を差引いた金額の40%を所得税額から控除できます。

税金の減少額： (寄付金額-2,000円) × 40% (※) (一部例外を除く)

(※) 東京都在住の方は都民税の減額分と合わせて44%、荒川区在住の方は更に特別区民税の減額分を加えて50%となります。所得税の確定申告書(第二表)住民税・事業税に関する事項の寄付金税額控除(条例指定分)の欄に記入することで適用されます。

#### 『所得控除』

・寄付金額から2,000円を差引いた金額を課税所得から控除できます。減少する所得税額は課税所得に対応する税率によって異なります。

税金の減少額： (寄付金額-2,000円) × 所得税の税率

#### <寄付金控除の適用要件>

- ① 寄付した年度に係る確定申告を行うこと。
- ② 開成学園が発行した寄付金受領書、税額控除を選択する場合には更に税額控除に係る証明書(写)、特定公益増進法人であることの証明書(写)を確定申告書に添付すること。
- ③ 税額控除を行う場合、所定の計算明細書の添付と特例適用条文等の記載が必要となります。(ご注意)

- ① 優遇措置を受けられる寄付金額は総所得金額等(収入金額ではありません、所得控除差引き前の金額となります)の40%(住民税については30%)までが対象となります。それを超える部分は控除の対象となりません。
- ② 税額控除は所得税額の25%を限度としますので、寄付金額が多い場合、所得税額との関係で上記で示した算式に基づく計算額よりも税金の減少額が少なくなることがあります。また、税額控除よりも所得控除を選択した方が有利になることがあります。詳しくは上記のホームページの「寄付金に関する税の優遇措置」をご参照ください。



2 生私行証第 8 号

所得税法施行令第217条第1項第1号の2、第3号又は第4号及び法人税法施行令第77条第1項第1号の2、第3号又は第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の主たる事務所の所在地

東京都荒川区西日暮里四丁目2番4号

法人の名称 学校法人 開成学園

代表者の氏名 理事長 丹 呉 泰 健



法人の目的又はその法人の

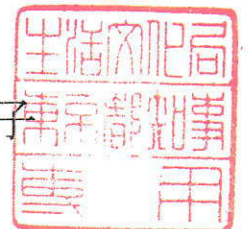
設置する学校の名称 開成高等学校  
開成中学校

上記の法人は、所得税法施行令第217条第1項第4号及び法人税法施行令第77条第1項第4号に掲げる法人であることを証明する。

令和 2 年 5 月 27 日

東京都知事

小池百合子



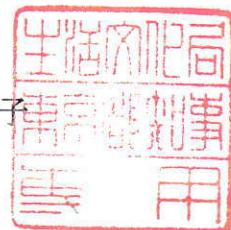


2 生私行証第 9 号  
令和 2 年 5 月 2 7 日

学校法人 開成学園  
理事長 丹呉 泰健 殿

東京都知事

小池 百合子



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 2 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和 2 年 5 月 2 7 日 から 令和 7 年 5 月 2 6 日 まで